

介護予防普及啓発事業ボランティア登録実施要領

（事業の目的）

第1条 介護予防事業における普及啓発事業（以下「事業」という。）を充実させるため、介護予防普及啓発事業ボランティア登録事業を実施する。

（定義）

第2条 事業とは、介護保険法（平成9年法律123号。以下「法」という。）第115条の45の2に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の指針等に規定された事業をいう。

2 介護予防事業ボランティア（以下「ボランティア」という。）とは、市及び地域包括支援センターが主催する事業に参加する、個人のボランティア活動者をいう。

（参加要件）

第3条 ボランティア活動ができる者は、次の各号の要件をすべて満たした者とする。

(1) 18歳以上の者

(2) 事業の趣旨を理解する者

(3) 全国社会福祉協議会が実施するボランティア活動保険に加入している者。ただし、市及び地域包括支援センターが保険加入を免除する者はこの限りでない。

(4) ボランティア活動者本人が介助者を必要とする状態にない者

(5) 医師から運動等を禁止されていない者

(6) 第5条に定めるもののほか、教室等の会場ごとに定める禁止事項を遵守できる者

（ボランティア登録等）

第4条 介護予防事業ボランティアの活動をするときは、あらかじめ介護予防事業ボランティア登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の登録をするときは、全国社会福祉協議会が実施するボランティア活動保険加入証を提示すること。ただし、市及び地域包括支援センターが保険加入を免除する者についてはこの限りでない。

3 第1項に規定する申請書の提出は、教室等の実施形態により一覧形式の受付簿に変えることができる。ただし、個人情報の取扱いや損害賠償項目

等、ボランティア活動者の不利益となりうる項目については、ボランティア活動前に登録ボランティアに対して説明書等を交付するものとする。

（禁止事項）

第5条 ボランティア活動では、営利を目的とする活動、布教活動及びその他ボランティア活動の趣旨にそぐわない行為は禁止とする。

（ボランティア登録の取消）

第6条 市長は、ボランティア活動の参加要件又は禁止事項を遵守できない者に対し、ボランティア登録の取消をすることができる。

（守秘義務）

第7条 ボランティア活動を通じて知り得た一切の秘密を漏洩させてはならない。

2 前項の規定は、ボランティア活動をやめた後も同様とする。

（損害賠償）

第8条 ボランティア登録者の言動に起因して発生した、ボランティア活動中における物損事故、人身傷害等の一切は、ボランティア登録者の責任により損害賠償、現状復帰等を行うものとする。

（事務等の分担）

第9条 ボランティア活動に関する事務等の分担は次の各号のとおりとする。

（1）坂戸市が行う業務

ア ボランティア活動登録及びボランティア活動保険にかかる保険請求事務

イ ボランティア活動の周知

（2）委託地域包括支援センターが行う業務

ア ボランティア活動場所の開発及びボランティア活動者に対する助言指導

イ ボランティア活動者との交流、ボランティア活動の周知及びあっせん

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、ボランティア活動の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。